



®

令和2年 5月18日(月)
(2020年)

No. 15171 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9(木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [東京地裁] [上]……………(1)

主要判決全文紹介

《東京地方裁判所》

特許権侵害差止等請求事件

(チューブ状ひも本体を備えたひも－特許法73条第2項の「別段の定め」をした
場合の共有に係る特許権の実施) [上] (全2回)

－平成31年(ワ)第4944号、令和2年1月30日判決言渡－

事案の概要

1 本件事案

本件は、発明の名称を「チューブ状ひも本体を備えたひも」とする特許権(本件特許1)等の本件各特許権を有する原告が、本件各特許権の共有特許権者である被告A及び同人が代表取締役を務める被告会社に対し、被告らによる本件特許1に係る発明の実施品である被告製品の製造・販売行為は特許法73条2項所定の「別段の定め」に違反するなどして本件特許権1を侵害し、被告らが共同して日本における原告の市場を不当に奪取したことは一般不法行為(民法709条)に当たる旨主張して、被告らに

鎌田特許事務所

所長 弁理士 鎌田 直也

〒542-0073 大阪市中央区日本橋1丁目18番12号
TEL.(06)6631-0021 FAX.(06)6641-0024

